

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
(令和８年度予備費：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(参考：改正前)
附 則（「<u>国総地第９１号、国自旅７４号</u>」） 第１条 この要綱の改正は、<u>令和８年９月１日</u>から施行する。 （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業） 第２条 国土交通大臣は、<u>令和７年度第一次補正予算、令和７年度予備費及び令和８年度予備費</u>に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）を行う者（以下この条から附則第３条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 （準用規定） 第３条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和４年３月２９日付け国総地第７５号他）附則第３条から第２１条までの規定は、前条のタ	附 則（「<u>国総地第２４８号、国自旅第１９６号</u>」） 第１条 この要綱の改正は、<u>令和８年３月１９日</u>から施行する。 （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業） 第２条 国土交通大臣は、<u>令和７年度第一次補正予算及び令和７年度予備費</u>に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）を行う者（以下この条から附則第３条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。 （準用規定） 第３条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和４年３月２９日付け国総地第７５号他）附則第３条から第２１条までの規定は、前条のタ

クシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を行う場合において準用する。

クシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を行う場合において準用する。

附則別表 1 (令和 8 年 9 月 2 日改正附則第 3 条関連)

附則別表 1 (令和 8 年 3 月 2 4 日改正附則第 3 条関連)

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行支援事業(間接補助)	運行支援事業費	一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行に要する経費	<u>対象期間中のLPガス価格と基準価格114.3円との差額。</u>
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行支援事業(直接補助)	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額
	調査費	補助事業を実施するために必要な調査に係る経費	定額
	事務費	振込手数料、旅費、会議費、謝金、備品費、	定額

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象経費の区分	内容	
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行支援事業(間接補助)	運行支援事業費	一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行に要する経費	<u>対象期間中のLPガス価格と基準価格114.3円との差額。なお、令和8年3月19日から同月31日までの基準価格は118.3円とする。</u>
(2) 一般乗用旅客自動車運送事業者によるLPガスを使用した運行支援事業(直接補助)	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額
	調査費	補助事業を実施するために必要な調査に係る経費	定額
	事務費	振込手数料、旅費、会議費、謝金、備品費、	定額

		借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費				借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	
1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第13—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。 <u>(削除)</u>				1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。 また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第13—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。 <u>3. 令和8年3月19日から同月31日の間は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(令和7年12月24日付け国総地第131号他)附則第1条から第3条に基づく定額補助を、あわせて実施するものとする。</u>			